

令和 4 年 2 月 25 日 発行



第 159 号

行政と町民の調和（ハーモニー）

草津町議会だより
Harmony



西の河原公園

12月定例会



条例制定等

○議案第1号 民

草津町手数料条例の一部改正
国において「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の改正に伴い、当条例も法改正に対応した内容になりました。

○議案第2号 総

草津温泉地蔵高台施設等の設置及び管理に関する条例の一部改正
現在地蔵建設中の「百年石別邸」に係る設置と管理に関する条項を加えました。

補正予算

○議案第9号 総

千客万来事業会計補正予算(第2次)

【補正額】収益的支出+55万円
【総額】2億1504万円

○議案第10号 総

工事請負契約の変更

地蔵体験型施設整備工事の請負契約事項に、南側隣地の擁壁の追加、既存構造物の撤去、排湯管敷設管路の変更等が追加されます。

【変更前】請負額7700万円
【変更後】請負額8207万円

○議案第11号 温

温泉引用許可事項の変更

【施設名】草津ホテル
【源泉名】西の河原
【給湯量】161ℓ/分
【申請者】草津ホテル
代表取締役 黒岩 透

令和3年度 12月補正予算 (一般会計・特別会計)

会計名	補正額	総額
議案第3号 一般会計(第5次) 総 民	+ 2億7,523万円	公共施設への空気清浄機設置事業 + 1,516万円
		町内事業者振興事業くさつ温泉感謝券 + 4,000万円
		地蔵体験型施設建設工事 + 1,207万円
		寄附採納による町費積立 + 6,590万円
		立体交差のボックスカルバート製作購入 + 8,000万円
議案第4号 国民健康保険特別会計(第1次) 民	+ 418万円	後期高齢者支援金 + 172万円
		介護納付金 + 206万円
議案第5号 介護保険特別会計(第2次) 民	+ 2,299万円	保険給付費 + 2,133万円
		基金積立金前年精算分 + 958万円
		国庫県費返還金 ▲ 1,799万円
		一般会計繰出金 + 446万円
議案第6号 後期高齢者医療特別会計(第2次) 民	+ 673万円	一般会計繰出金 + 38万円
		予備費 + 635万円
議案第8号 公共下水道特別会計(第1次) 民	+ 9,874万円	立体交差下水道管布設替工事 + 1,000万円
		予備費 + 8,874万円
議案第9号 前口簡易水道事業特別会計(第1次) 民	+ 99万円	簡易水道施設整備基金への積立 + 99万円

○議案第12号 温

温泉引用許可事項の変更

【施設名】ひのき亭牧水
【源泉名】万代
【給湯量】19ℓ/分
【申請者】目澤 誠

○議案第13号 温

温泉引用者移転許可

【施設名】(仮称)リフレッツ草津
【源泉名】万代
【給湯量】19ℓ/分
新
ファーストブラザーズ
キャピタル株式会社
代表取締役 鹿野 太一

旧

株式会社 竹中工務店
取締役副社長 難波 正人

○議案第14号 温

温泉引用増量許可

【施設名】末広屋旅館
【源泉名】湯畑
【給湯量】25ℓ↓33ℓ/分
【申請者】市川 勝一

議案はそれぞれの担当委員会で詳細な審議が行われた後、最終日の本会議で議決されました。

- 総 総務観光常任委員会
- 民 民教土木常任委員会
- 温 温泉温水対策特別委員会

発議（議員提案）

○発議第1号

地方自治法第百条の規定による事務の調査を行うための特別委員会を設置する決議
※14頁に詳細を記載しました。

報 告

○報告第1号

一部事務組合にかかる決算書の報告がありました。

○報告第2号

温泉高度利用許可

【施設名】旅の宿 よいところ

【源泉名】万代

【給湯量】11ℓ／分

【申請者】有限会社三栄産業

代表取締役 坂東和幸

○報告第3号

温泉引用者名義書き換え

【施設名】末広屋旅館

【源泉名】湯畑

【給湯量】25ℓ／分

新 市川勝一

旧 市川良一

議案一覧および審議結果

	出席者数	賛成	反対	審議結果	1 安齋 努	2 有坂 太宏	3 市川 祥史	4 安井 尚弘	5 小林 純一	6 金丸 勝利	7 中澤 康治	8 湯本 晃久	9 中澤 広夫	10 黒岩 卓	11 宮崎 公雄	12 宮崎 謹一
--	------	----	----	------	-----------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	-------------	-------------

【11月29日 臨時会】

草津町職員の給与に関する条例及び草津町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正	10	8	1	可		×	○	○		○	○	○	○	—	○	○
指定管理者の指定（漫画図書ギャラリー、地蔵カフェ、地蔵高台広場）	10	8	1	可		○	○	○		○	×	○	○	—	○	○
工事請負契約の締結（草津温泉駐車場建設工事）	10	8	1	可		○	○	○		○	×	○	○	—	○	○
【承認】専決処分事項の承認（R3 一般会計補正予算（第4次））	10	9	0	可		○	○	○		○	○	○	○	—	○	○

【12月定例会】

草津町手数料条例の一部改正	10	9	0	可		○	○	○		○	○	○	○	—	○	○
草津温泉地蔵高台施設等の設置及び管理に関する条例の一部改正	10	9	0	可		○	○	○		○	○	○	○	—	○	○
R3 一般会計補正予算（第5次）	10	8	1	可		○	○	○		○	×	○	○	—	○	○
R3 国民健康保険特別会計補正予算（第1次）	10	9	0	可		○	○	○		○	○	○	○	—	○	○
R3 介護保険特別会計補正予算（第2次）	10	9	0	可		○	○	○		○	○	○	○	—	○	○
R3 後期高齢者医療特別会計補正予算（第2次）	10	9	0	可		○	○	○		○	○	○	○	—	○	○
R3 公共下水道事業特別会計補正予算（第1次）	10	9	0	可		○	○	○		○	○	○	○	—	○	○
R3 前口簡易水道事業特別会計補正予算（第1次）	10	9	0	可		○	○	○		○	○	○	○	—	○	○
R3 千客万来事業会計補正予算（第2次）	10	9	0	可		○	○	○		○	○	○	○	—	○	○
工事請負契約の変更	10	9	0	可		○	○	○		○	○	○	○	—	○	○
温泉引用許可事項の変更	10	9	0	可		○	○	○		○	○	○	○	—	○	○
温泉引用許可事項の変更	10	9	0	可		○	○	○		○	○	○	○	—	○	○
温泉引用者移転許可	10	9	0	可		○	○	○		○	○	○	○	—	○	○
温泉引用増量許可	10	9	0	可		○	○	○		○	○	○	○	—	○	○
【発議】地方自治法第100条の規定による事務の調査を行うための特別委員会を設置する決議	10	8	1	可		○	○	○		○	×	○	○	—	○	○

【1月7日 臨時会】

R3 一般会計補正予算（第7次）	10	9	0	可		○	○	○		○	○	○	○	—	○	○
人権擁護委員候補者の推薦	10	9	0	可		○	○	○		○	○	○	○	—	○	○
【承認】専決処分事項の承認（R3 一般会計補正予算（第6次））	10	9	0	可		○	○	○		○	○	○	○	—	○	○

【1月25日 臨時会】

財産の取得（空気清浄機118台）	12	11	0	可	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	○	○
財産の取得（門型カルバート7組）	12	10	1	可	○	○	○	○	○	○	×	○	○	—	○	○
訴訟の提起（草津町に対する損害賠償請求）	12	9	1	可	○	×	○	○	○	○	除斥	○	○	—	○	○
【承認】専決処分事項の承認（R3 一般会計補正予算（第8次））	12	11	0	可	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	○	○

可…可決 否…否決 ○…賛成 ×…反対 議長は採決に加わらない為「—」で表示しております。

総務観光常任委員会

付託議案

【議案第2号】
草津温泉地蔵高台施設等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

Q 百年石の体験料金に送料が含まれるのか。含まれないなら送料も明記すべきと思うが。

A 送料は地域によって金額が変わるので個別に対応したい。

Q マンガギャラリーの書籍は週刊誌も含まれるのか？

A 週刊誌は置かない。単行本・書籍が基本。

Q 閲覧時に盗難等が予想される。盗難対策は。

A 防犯カメラで対応していく。

Q マンガギャラリーの金額だが、観光客と町民の金額を区別出来ないか。

A 町民割引は考えてみた

い。地元利用による賑わいづくりのためにも考えたい。

【議案3号】 R3一般会計補正予算（第5次）

Q 天狗山トイレの減額の理由は。西の河原公園等に行かれる人たちのために作って頂いたもの。手入れの行き届いたものにして欲しい。

A 観光公社が、スキー場や西の河原公園等と一体管理していることから、協議の結果減額をした。手入れ等はきちんと行なっていく。

【議案第9号】 R3千客万来事業会計 補正予算（第2次）

Q 賃借料の増加とあるが。

A 林野庁が管理している国有林の新規借り受けを行うため。

付託議案外

【ふるさと納税の 申し込み状況について】

コロナ禍の影響を受けながらも、現在対前年度比

99・4%。このまま推移すれば、前年度と同額の寄付が見込めるとの説明を受けました。

【町の財政状況について】

平成22年度から今年度9月現在の資金と起債の状況推移について資料をもとに説明を受けました。

【オミクロン株の情報と、ワクチン接種の前倒しについて】

オミクロン株の感染情報があることから、今後のワクチン接種の計画を問い、当局からは、3回目接種の計画と準備を進めている。ワクチンの確保が課題なので国の対応を含め体制整備をしているとの説明を受けました。

民教土木常任委員会

付託議案

【議案第1号】 手数料条例一部改正

Q マイナンバーカードの再発行手数料の条項を削除とのことだが、手数料自体がなくなるのか？

A 手数料は引き続き徴収するが、町会計に収納せず、外部の発行主体に引き渡す形になる。

【議案第3号】 R3一般会計補正予算（第5次）

Q 抗原検査キットの利用方法は？

A 詳細は検討中だが、宿泊施設や飲食店などの事業者から町に申請後、町からキットを渡し、説明の上検体を自己採取してもらう形を想定。

Q 中島団地の屋根修繕、延期の理由は？

A 本年度発注の予定だったが業者から「材料が入手困難」との連絡があった。急を要するものではないが、入荷状況を確認しながら来年度には実施したい。

Q 子育て臨時特別交付金、今回は先行分の計上？

A 国の要項に基づき中学生までを対象に1名5万円を意思確認の上限内に支給。追加分や低所得者分は国会での補正予算成立後となる。

る。複数の首長が「クーポンではなく全額現金で」と述べているが、自治体の判断でできるなら検討したい。クーポンには地域活性化の利点があるが業務の煩雑さも考慮が必要。

（※12月議会での審議後、国の政策転換により10万円一括現金での支給となりました。）

Q ベルツこども園、外国籍の園児の状況は？

A 全体では1割弱だが、1歳児・0歳児は比率が高い。主には在留資格のある保護者と連絡をとっているが、日本語が話せない保護者とは自動翻訳機や話せる人を介して会話をしている。日本人の働き手不足の現状があり、今後も増加する見込みだが、国籍に係らず対応していきたい。

Q GIGAスクール、タブレットを持ち帰っての利用の現状は？

A 11月に二度目の試験を行い、先生からの配信は年内には実現できそう。双方向の通信は現状では難しい。

委員会審査・報告

Q 授業であまり活用されていないと聞くが？

A 先生により一定の差異があることは認識している。県教委を通じて先生の研修を働きかけている。

Q コロナワクチンを、接種していない人の感染が疑われる場合、町の対応は？

A 全人口の10%ほどが未接種。町は平等に対応する。

【議案7号 公共下水道事業特別会 計補正予算（第1次）】

Q 工事の内容は？

A 『温泉門』基礎の工法変更により、下水管の布設替えが必要となった。

【請願8】詳細は8ページを参照ください。

昨年12月にも同様の請願を採択し意見書を提出しましたが、紹介議員によれば「当時の国会審議が未了となったため再度の請願となった」とのことでした。委員からは「国民負担を減らす趣旨は理解できるが消費税減は難しいのではないか」などの意見が出さ

れ、趣旨採択となりました。

付託議案外

当局より今年度の除雪体制の説明がありました。「草津道路は今後、町が受託者となり除雪を実施する。11月に多数の車両が立ち往生したことを踏まえ、赤仁田・谷所地区にライブカメラを設置し、必要な作業車両を事前に配備するなど万全の態勢を整える」とのことでした。



ライブカメラの様子

温泉温水対策特別委員会

付託議案

【議案第11号・第14号】

各議案とも「草津町温泉使用条例」に適合するもので、当委員会は承認しました。

委員から、温泉使用条例第17号、第18号に係る許可湯量の算出方法にある、浴室温度10℃は浴室の構造が良くなっていることから見直しをしようか、との意見が出されたが、外気温、木造、コンクリート造、露天風呂、源泉の温度等条件が個々に異なるので、今後の研究課題としました。

災害・経済対策特別委員会

付託議案外

1、草津白根山の状況について
現在の火山活動について説明がありました。湯釜付近の活動は静穏時の状態に戻る傾向はあるが湯釜付近の熱水活動は引き続きやや高まっていることから観光客、町民の安全を第一に考え対応していくとのことでした。

また、来年には登山道の一部を開放したい考えがあるが、気象庁等の関係機関との協議を適切に行うとの説明がありました。

2、新型コロナウイルス感染症対策について

「草津町新型コロナウイルス対策本部」に係わる報告と「ワクチン接種計画と進捗状況」について説明を受けました。

直近（12月3日現在）1回目91・1%、2回目90・3%と非常に高い接種率となっているとのことでした。

3回目の追加接種については、国からの情報が不安定な状況だが、今出来ることから準備を進めているとの事。

3、経済対策について

「草津温泉プレミアム商品券事業・草津温泉まち歩き共通クーポン券事業」の実施報告がありました。

第3弾となる「草津温泉まち歩き共通クーポン券事業」は、年内の宿泊予約者の増加見込みなどが報告され、入込状況に活気ある伸びが見られるとの説明をうけました。

4、その他

群馬テレビのデータ情報の掲示について、草津町は火山情報のみ周知されており、不

安を煽るような掲載になっていることについて指摘する意見がだされました。また、他市町村のように行政情報を載せることを求め、群馬テレビに、掲示方法の改善を求める意見が出されました。

議会改革特別委員会

付託議案外

1 子ども議会開催について
町政や議会の仕組みを知って頂くことを目的として子ども議会開催に向け協議を行いました。

開催時期や実施方法については、学校側の予定に合わせ行うこととし、実施内容の協議を進めて行くこととしました。

2 議事録のホームページ掲載について

掲載時期や運用方法などについて検討を行った結果、令和4年3月定例会から掲載できるよう進めて行くことになりました。

議案質疑

議案 第 3 号

有坂太宏議員

歳出【商工費／

くさつ温泉感謝券】

【くさつ温泉感謝券】

Q くさつ温泉感謝券4千万円の増額理由は？

A 総務課長

平成31年度、令和2年度の寄付額と換金の割合を算定したところ、5%上乘せして見えておくことが必要であるところ増額補正をさせていただいた。

湯本晃久議員

歳入【寄附金／

社会福祉寄附金】

【寄附金について】

Q 6589万円の寄附を頂いたが、その使い道について？

A 町長

社会福祉に使ってほしいと言うことで、寄付者の意向に沿った形で使わせて頂きたいと思っている。

歳出【教育費／

中学校教育振興事業】

【修学旅行の取消料について】

Q 修学旅行の取消料は町の負担という理解でよいのか？

また、規模縮小で修学旅行は行われたのか？

A 教育委員会事務局長

修学旅行実施の判断を直近まで伸ばした結果、取消料が発生したもので保護者の経済的負担の支援として行う。また、修学旅行は9月27日、28日の2日間で県内の富岡市、安中市で実施している。



金丸勝利 議員

歳出【土木費／建設・

改良工事（補助）】

【天狗山トイレ管理事業と建設改良工事の内容について】

Q 天狗山トイレ管理事業の施設管理委託の減額と、建設改良工事102万円の内容説明をお願いしたい。

A 企画創造課長

観光公社との業務委託契約の内容について、協議を行い半年分の委託料を減額したものの。また、建設・改良工事は漫画堂のキャットウォークの改修工事で手すりの高さを調整する工事。



中澤広夫 議員

歳出【土木費／

立体交差建設事業】

【立体交差建設事業について】

Q 立体交差建設事業8千万円の説明を詳しくお願いしたい。

A 土木課長

立体交差部分にかかるボックスカルバートを設置し交差させる予定。ボックスカルバートの制作に期間がかかる為、今発注しないと間に合わない、そのための費用。



宮崎公雄 議員

歳出【土木費／工事請負費／建設・改良工事】

Q 泉水地区の建物解体について。

①壊した後、どのような計画を持っているのか？

②隣接する河川敷はどうするつもりなのか？

A 町長

①東屋みたいなものを作って、その中に手洗い湯を設置したいという構想をもっている。
②安全対策を取り、みなさんのご意見を聞きながら、ふさわしい物の整備を行いたい。

安井尚弘議員

歳出【土木費／町営住宅

中島団地管理事業】

【町営中島団地の屋根補修について】

Q 町営中島団地の屋根補修は延期ということでもいいのか？



ボックスカルバートイメージ

A 町長

業者の方々から発注を受けても材料が間に合わない、金額も定かでないという情報を聞いている。そうすると予算内で出来ないという判断もあるし、この補修工事の取り手がいないということもある。そうしたことから政治的判断で延期したが必ず、行うのでご理解頂きたい。

小林純一議員

経歴：個人事業主
NPO 法人ぐんま CSO 理事
趣味：音楽鑑賞
特技：コンピューター



抱負：GIGA スクールのスタートアップに合わせて、前橋より DX 推進員として草津に帰って参りました。約8カ月間、草津小・中学校の現場で働かせていただきながら、故郷草津町の様子を見させていただきました。現場を知り、一町民として再度草津で生活を始めると、今まで気付かなかった問題がたくさんあることに気付かされました。その一つ一つを解決していくことが、私に与えられた使命であると考えております。故郷の誇りを取り戻すため頑張ります。

議席番号：5番

所属委員会：民教土木常任委員会、広報委員会

安齋 努議員

経歴：オーストラリア州政府観光局、草小 PTA 会長、草津町商工会理事、現監事



趣味：ジョギングとその後の日帰り温泉入浴
特技：英語

抱負：こんにちは。私、安齋努は町内でガソリンスタンドと英語塾を生業としております。店では危険物を取扱い、また教室ではより良い指導を考え、日々緊張感のある生活を送っております。選挙で皆様に頂いた一票一票の重みを感じながら、これからは何が町民のためになるかということを常に考えていきたいと思っています。また、生まれつき視力に大きなハンディがある者として、特に視覚障害の方々の大変さがよくわかります。身体にハンディを抱える方々へのより優しい街づくり。とても大切なことだと思います。

議席番号：1番

所属委員会：総務観光常任委員会

11月29日臨時会

○議案第1号

草津町職員の給与に関する条例及び草津町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正

人事院及び群馬県人事委員会の勧告に準じて、草津町職員等に対する期末手当支給月数を0.15ヶ月分引き下げます。

○議案第2号

指定管理者の指定

【施設名】漫画図書ギャラリー1、地蔵カフェ、地蔵高台広場
【指定管理先】株式会社草津観光公社

【期間】令和3年11月30日
～令和7年3月31日

○議案第3号

工事請負契約の締結

・草津温泉駐車場建設工事
【契約金額】7260万円
【契約相手】株式会社武藤組
【契約方法】指名競争入札

○承認第1号

専決処分事項の承認（R3一般会計補正予算（第4次））

【補正額】8907万円

【総額】50億6108万円

【内容】・クリーンセンター建設改良工事
・草津温泉まち歩き共通クーポン券事業

1月7日臨時会

○議案第1号

R3一般会計補正予算（第7次）

【補正額】1億7652万円

【総額】55億4474万円

【内容】・住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金
・草津温泉まち歩き共通クーポン券事業

○推薦第1号

人権擁護委員候補者の推薦
山口育代さん（再任）

○承認第1号

専決処分事項の承認（R3一般会計補正予算（第6次））

【補正額】3191万円

【総額】53億6822万円

【内容】子育て世帯臨時特例給付金

1月25日臨時会

○議案第1号

財産の取得
国庫交付金を利用し、公共施設に空気清浄機118台の設置、購入。

○議案第2号

財産の取得
町道草津温泉門線門型カルバートの購入。

○議案第3号

訴訟の提起
草津町に対し苛烈な否定的表現を繰り返し使用し、イメージを著しく低下させた、中澤康治氏及び増田都子氏の2名を提訴します。

○承認第1号

専決処分事項の承認（R3一般会計補正予算（第8次））

【補正額】8000万円

【総額】56億2474万円

【内容】・ふるさと納税事業
・道路除雪事業

請願・陳情一覧および審議結果

件 名	要 旨	請願・陳情者	付託委員会	結果
【陳情 11】母(毛嘉萍)が中国で不法に逮捕されている件に関する要望	人道的な立場、不当な扱いを受けている母の境遇にご関心をお持ちいただき、在日中国大使館及び日本外務省に働きかけること。国に「毛嘉萍(モウカヘイ)さんの早期救出を求める意見書」を提出すること。	東京都 付 偉彰	総務観光 常任委員会	趣旨 採択
【請願 8】安全・安心の医療・介護・福祉を確立し国民のいのちと健康を守るための国に対する意見書を求める請願	1. 安全・安心の医療・介護・福祉提供体制を確保すること。 2. 保健所の増設など公衆衛生行政の体制を拡充し、保健師等を大幅に増員すること。 3. 社会保障・社会福祉にかかわる国庫負担を増額し、75歳以上の窓口負担2倍化を中止するなど国民負担を軽減すること。	群馬県医療労働組合 連合会 代表者中央執行委員長 出浦匠人 (紹介議員:有坂太宏)	民教土木 常任委員会	趣旨 採択
【請願 9】草津町情報公開条例及び草津町個人情報保護条例に違反して、個人情報を暴露・提供・漏洩するという非違行為を実行した、黒岩信忠町長に対して、譴責決議を挙げていただきたい。	黒岩信忠町長は、本年9月6日の本議会において「『#セカンドレイプの町・草津』の名付け親」と名指しし、私人である某氏の「氏名」を本人の同意も得ずに暴露した。 また、別紙、中澤康治議員に対する「回答書」において、草津町個人情報保護条例第8条、草津町情報公開条例第13条に違反し、個人情報を提供、漏洩した。これは、「草津町長による草津町条例違反」であるので、草津町議会として、非違行為を町長が繰り返さないよう譴責すべきである。	千葉県 増田 都子 (紹介議員:中澤康治)	総務観光 常任委員会	不採択
【請願 10】「草津町代理人弁護士」である吉野晶弁護士は、草津町から委託された業務について、著しい懈怠、背信行為があり、また、守秘義務違反、違法な個人情報収集等が強く推認されますので、代理人弁護士契約を破棄するよう、草津町に勧告してください。	吉野晶弁護士は草津町から委託された業務として、本年2月25日付で「抗議文」を数名に送りながら、彼らの草津町宛回答文書を1通しか草津町には提出しませんでした。提出しなかった他の1名の回答文書の写しが流出し、私文書として黒岩町長が手にして9月6日議会で読み上げたことは、同弁護士による情報漏洩・守秘義務違反が強く疑われ、草津町から託された業務の遂行を著しく懈怠している。よって同弁護士は草津町の代理人弁護士として不適格ですから、契約を破棄すべきです。	千葉県 土野信子 (紹介議員:中澤康治)	総務観光 常任委員会	不採択
【陳情 1】「セカンドレイプの町・草津」等の表現をされた人々に謝罪を求める陳情書	「セカンドレイプの町・草津」等の表現で、草津町及び草津町民の名誉を傷つけ、草津町のブランド力を低下せしめた人々に、レイプそのものが存在しなかったことを認め、草津町及び草津町民に対し謝罪を求める等、厳正適切な処置をしていただきたい。	草津町 松島 三郎 外8名	本会議審議	採択

請願・陳情は、町政などについて、皆さんが直接町議会に要望ができる制度です。

- 町議会に対する請願書の提出には、紹介議員が必要です。
- 陳情は、請願とほぼ同じ扱いですが、議員の紹介なしで提出できます。
- 採択となった請願・陳情について、執行機関は実行の義務はありませんが、議会の意思として十分に尊重されています。

請願・陳情の書き方

次の事項の記載をお願いします。

(決まった書式はありません)

- ① 請願(陳情)の表題・趣旨・理由
- ② 提出年月日
- ③ 請願(陳情)者の住所・氏名・印
- ④ 請願の場合は、紹介議員の署名(または記名押印)
- ⑤ 連名の場合は代表者を記入し、名簿を添付する。
- ⑥ あて先…草津町議会議長

《請願書の書式例》

令和 年 月 日
草津町議会議長 様
請願者 住所
氏名 印
(ほか○名)
紹介議員(署名または記名押印)
○○○に関する請願書
請願の趣旨
請願の理由

《陳情書の書式例》

令和 年 月 日
草津町議会議長 様
陳情者 住所
氏名 印
(ほか○名)
○○○に関する陳情書
陳情の趣旨
陳情の理由

下水処理場視察報告



施設外観（令和3年12月撮影）

令和3年10月20日に現在建設中の下水処理場の現地視察を行いました。

下水処理場は、令和元年着工、令和13年度完成予定の建設工事業です。

今回の視察では、草津町上下水道課より工事の工程や全体的な計画についての説明と、草津町と協定している日本下水道事業団所長代理の方に、第1期工事「管理汚泥棟」の施設と概況について説明をいただきました。



⑤建設中の「管理汚泥棟」 ⑥既存施設





湯本晃久 議員

【奨学金貸与制度 時代に合った条件を】

Q 9月議会の決算審議にて、奨学金の利用状況を尋ねたが、年間1〜2件の利用にとどまっているとのことだった。奨学金については、かつての議会での奨学金制度との併用ができないことや返済期間が短いことなどが指摘され、町長からは「今後担当と研究する」との答弁がなされたが、その後制度改正等の動きが見受けられない。

改めて『草津町奨学金貸与条例』を参照すると、先述の指摘以外にも、①「品行方正、学術優秀にして心身ともに健康なる者」、「本町に5年以上居住し、引き続き永住の見込みのある者」との資格要件②保護者以外の連帯保証人や保護者の町税完納証明、さらに家族を含む生活費の内訳を記した書類 ③「学年何名中

何位」までを含む学業成績や人物を記した学校長名による審査書の添付といった、融資制度としては極めてハードルの高い要件が記されている。

この条例に定められた必要書類などの規定の運用状況、そして審査基準はいかがか。

本来奨学金制度は、経済的困難の中で学業を志す学生の背中を押すために存在すべきもの。進学のために一旦は地元を離れなければならない根源的な不利が草津町には存在する中で、せめてもう少し学生の意欲を引き起こす、そして保護者の方々にも優しい、少子化社会にかなう奨学金制度の早急な再構築が必要と考える。また学びの内容も、芸術やスポーツ、専門的な技能の習得など多様化しており、学業の成績が必要条件とはならない場面も多いと思う。

一方、これから就学を志す学生への融資型の奨学金以外に、卒業後に地元に戻った方に対して、借りた奨学金の返済を援助する制度を設ける自治体が全国に63市町村あるとのこと。これも町の担い手確

保の上で、有用な手法と考えるのがいかがか。

教育長 奨学金貸与条例の貸与状況について。貸与を完了し返済途上の方が7名、継続貸与中の方が1名。貸出し中の金額は合計823万円、うち未返済額が約394万円。

申請時提出書類は規定通り奨学生学業成績人物審査書、履歴書、戸籍抄本及び保護者の町税完納証明書の添付を求めている。審査は教育委員による会議に諮った上で、虚偽や不実記載等

が認められない限りは貸与を決定している。貸与という性質上、また限られた基金による運用のため完納返済が前提であり、返済を誓約頂く趣旨の書類は提出頂いているのが実情。また町税の完納証明書は、過去に返済義務者を追跡できない事実があり、事前チェックの厳重化のために加わったもの。

今後はご指摘のあった5年以上の居住実績等、あま

りにも厳しい資格要件は緩和を検討したい。返済期間の延長や猶予措置も、全国的に社会問題化しつつある奨学金破産者の増大などを踏まえ、見直しを図りたい。

卒業後に帰郷した学生の奨学金返済を援助する制度について。ご指摘の通り、奨学金制度とは学業を志す中で資金に困窮する学生を救済するもの。多様化・専門化するニーズに見合った、より利用者の立場に寄り添った検討は継続したい。

町長 町内に高校がなく、近隣の通学可能な高校の選択肢も限られる学生にとつて、高校進学を機に草津町を離れざるを得ない実情は、草津町を担う将来世代の定住、定着の観点において解決が非常に困難な課題と認識している。ご提案頂いた帰郷者に対する返済支援という仕組みは興味深く、検討に値すると思う。国の動きも見極めた上で、町としても、今後対応できるものはしていきたい。

少子化については、人口減により慢性的な労働不足に悩む現状を改善する意味でも、有意義な制度になる可能性があると思うので、検討したいと思うが、草津町は定住人口が減っているのが就労人口は減っていないのが実情だと思う。

新しいホテルができ、新しい人たちが大勢来ているという意味では働く人はいらっしゃると思うが、残念なことに住所を草津町に移さないという状況が、行政としてはきついものがある。民間の皆さんも、是非各企業が利益を上げて、そしてここに定着できる給与を出せる中でやらないと、人は定着してこないと思う。働く環境と同時に仕事する上の給与が大変重要な問題だと思口ので、ぜひ業界としても人





有坂太宏 議員

町長は、観光と福祉の町を政治姿勢として掲げ、日頃より町民のために尽力をして頂いている事は評価する。

今、予算編成会議などが始まっていると思う。町民のための予算編成になるようお願い、2点質問する。

Q1 18歳までの医療費無料化を。

草津町では、中学生までの国民健康保険医療費について公費負担で無料化。これを18歳までに拡充して欲しいと思う。

現在県内では、14市町村が18歳までの医療費の助成を行っている。東吾妻町では、18歳までの医療費補助を行うとの情報もある。

現在行っている、中学生までの福祉医療費の部分のペナルティーと合わせ、18歳まで

増やした場合、どのくらいのペナルティーが加算になるのか、回答して頂きたい。

この世代の医療費が低いならやる必要がないと町長は答弁すると思うが、高校生が1年間にかかる教育費が家庭の負担増に。そして高い国保料が負担となり生活を圧迫している。

このような国保の状況から、全国知事会は国に対し、2014年と2019年に国保料を協会けんぽの保険料並に引き下げるために、一兆円の公費負担を政府に要望しているが実現していない。町長から知事へ、再度「一兆円の公費負担を」と全国知事会から政府に対して声を上げていただくことを要望する。

町長 子供の医療費助成については、草津町福祉医療支援給に関する条例に基づき、中学校まで医療費の個人負担を無料としている。

高校生の医療費無料化について、国民保険の状況は、保険者負担分として令和2年度の状況は、年間180万円。

さらに国民保険の福祉ペナルティーは、対象者18歳まで拡大した場合、年間57万円増加。

国民健康保険特別会計は、保険税収、公費負担、一般会計繰入金等で、事業運営を行っているが、毎年厳しい財政運営を強いられる。

高校までの無料化については、財源は対象人数などの試算を行い、多角的な見地から検討したい。

国保料に関する公費負担については、町としても継続的に県等通じて国に要望していく。

Q2 つっこり健診に聴覚検査の導入を。

コロナ禍の影響により、高齢者の方が家に閉じこもり、人と接する機会が減っている。この事により、加齢難聴が増えてきている。

以前も加齢難聴の件は質問したが、コロナ禍でコミュニケーションの減少により、閉じこもりが増加、自覚症状がない方に耳鼻科に行って検査

をしてとは言えない。そこで、つっこり健診に聴力検査の導入をお願いしたい。

調べたところ、つっこり健診に聴力検査の項目がないことが分かった。聴力障害で障害手帳を交付されている方は様々な精密検査が必要となるが、そこまでの詳しい検査ではなく、簡易検査で自身がどれくらいのレベルが聞こえないかなっているのかが分かれば、精密検査を受けよう、補聴器を購入しようと考えようになるのではないか。

町長 つっこり健診は、介護保険制度が施行された2年後の平成14年度から、町として地方独立行政法人東京都健康長寿医療センター研究所と共同で継続実施をしている先進的な事業。新聞先生が熱心に、長い間町民の健康を見ていきたい、また研究したい、これは有意義な事。

毎年700人以上の高齢者の方が受診、受診後は介護保険のための事業指導や高齢者サロン等の参加促進、ま

た、受診結果通知を分かりやすくデザイン化して理解を深めていただくなどの工夫を凝らし、健診から事後指導まで一環して介護予防に重点を置く事で、高齢者の方々が元気に過ごすことを目標として実施している。聴覚検査の導入については、以前から加齢難聴は高齢者の身体機能の低下の特徴の一つであると言われており。高齢者に優しい町づくりに向けて、聴覚検査の導入を含め、健診運営方法の状況を照らし合わせながら導入をしたいと思う。



一般質問

※一般質問は質問者の責任で編集されています。



安井尚弘 議員

Q ①始めに3回目のワクチン接種に関して伺いたいします。この度、新型コロナウイルス、変異型ウイルス、オミクロン株の出現で、国の方針も状況が変わり、地方自治体で、準備の整ったところから（2回終了後）8カ月を6カ月に前倒し、することを公表しましたが、草津町は3回目のワクチン接種を、前倒しの実施を推進していく上で、具体的な取り組みをお伺いします。

いただくよう「転ばぬ先の杖」と申しますか、冬期は11月半ばよりスタッフドレスタイヤ着用の上、来ていただくよう誘客宣伝を織り込むよう各事業所にお願ひできればと思ひますがいかがでしょうか。

町長 ①質問の1点目、3回目のワクチン接種に関し

ては新たな変異株の情報等を受け、接種時期を前倒しを行う予定はあるのかとの内容であります。ご質問のとおり、最近の報道では、世界的に新たな変異株による感染症の拡大や、国内では3回目のワクチン接種の前倒し等についての情報が増えております。このようなか、草津町といたしましても、現時点では2月上旬から3回目の接種を開始するスケジュールとなっております。ファイザー製とモデルナの混合を想定した形で接種体制を組む必要が生じております。

日の積雪により発生した、国道292号の渋滞に関する質問でございますが、時期的なこと、とは言え、かつてないほどの除雪量であったこと等、複数の要因が、重なり発生した交通渋滞であったと認識しております。

結果として、草津の観光経済に大打撃を与えたものであり、即、翌日には町長として緊急に関係課に改善対応を指示しました。具体的には赤仁田入口から谷所のコンビニ間に2基の監視カメラを設置してライブ映像をユーチューブで発信することにより、道路状況を何時でも確認できるようにしました。また、赤仁田付近に小型除雪車、塩カル散布用砂を配備し道路管理者である中之条土木事務所、長野原警察署と協議を行い道路状況規制の発令、解除等の情報を町でも把握できるように伝達の仕組みづくりを構築し、得た情報を役場の防災メール等で発信できればとも考えております。

事前の冬用タイヤの着用、チェーンの携行等をお願いする告知は重要であると考へておりますが、シーズン前の過度の告知は逆に誘客を害する恐れもあることから、町から各事業所にお願ひすることは効果的に難しい面もあることもご理解いただきたいと思います。ハード面、ソフト面での樹立を図り、今後も修正を加えながら体制を整え、万全を期して参りますのでご理解の程よろしくお願ひいたします。

②次に先日の赤仁田付近の路面凍結で道路は放置車両で、渋滞をまねきました。関係者の苦難の対応尽力により、何とかクリアすることができました。今回の事例を鑑み今後の対策がなされましたが、その内容を具体的に伺いたします。また素晴らしい雪国草津を再認識していただき、お客様が安心安全で来て

②次に2点目の過日11月26

に小型除雪車、塩カル散布用砂を配備し道路管理者である中之条土木事務所、長野原警察署と協議を行い道路状況規制の発令、解除等の情報を町でも把握できるように伝達の仕組みづくりを構築し、得た情報を役場の防災メール等で発信できればとも考えております。



<https://www.town.kusatsu.gunma.jp/>
草津町役場ホームページからご覧いただけます





中澤康治 議員

Q1 草津道路の除雪対策について。

降雪で草津道路はスリップ事故の大混乱。そこで、中之条町と協力し旧六合村から草津町への292号線を、中和した湯川の自然流下での融雪を提案する。荷付場から楽泉園付近までの登り4キロ、冬安心して行けて観光資源も多い。草津へのもう一本の道となり、交通問題は解決する。立体交差・温泉門を止めないか。

A1 改善に向けて取り組んでいる、旧六合村に行く道路を融雪は、検討にも値しない。狭い道を大型バスが連なつて普通にすれ違いできない。草津町は温泉熱をほとんど使い切つて融雪がもう効かない非常にエコな町だ。

Q2 株式会社草津観光公社の社長就任について。

(株)草津観光公社の社長に町長が2年間就任すると聞いた。今まで、町長はベルツ温泉センターを閉鎖、草津白根火山ロープウエーを廃止、白根山頂の営業を停止、草津国際スキー場を縮小、伝統の時間湯を廃止した。また、観光公社の借金を資本金で穴埋めし、劣後ローンで借財を後回した。社長以上の権限があるのに社長になる理由はなにか。町と営利会社との兼務は利益相反する。企業経営に自信があるのなら、観光公社の社長に専念したらどうか。地方公務員法38条では営利事業の兼務を禁止している。

A2 町長に就任したとき観光公社は毎年赤字で、累積赤字は34億だった。ベルツの湯が投資額10億、売上げ5、6千万しかない。一方、町の第一保育園に耐震鉄筋がない。第二保育園を壊して作ると4億、ベルツセンターと判断した。投資は1億で済み、営業赤字を止めた。次に、大滝の湯の大改修。売上は4割減、本体はがたがただった。3億

円投じたらバブルを超えた。さらに西の河原露天風呂の整備は功を奏した。御座の湯は4億円の投資を、テクニクで、1億5千万で作り黒字化した。

なぜ突然、私が社長になつたといつたのは、公社の社長が、除雪はできない、オペレーターが辞めたと言つて来た。何で辞めたのか町長室に呼ぶと今の観光公社の体制が嫌だが除雪はするという。国際スキー場は、議会、業界に説明し、縮小せざるを得ないと言つたがだれも反対をしなかった。

私が就任したとき26万人、バブル期307万人を到達する公約を立てて到達させた。

コロナ前では328万人近くまで増やした。これは失敗か。あえて全て無報酬、報酬ゼロ、退職金ゼロ、接待交際費ゼロを付け加える。劣後ローンは、銀行団から債務超過は解消してほしいと言われて組んだ。バランスシートはマイナス24%が43%まで改善した。観光公社は潰せない。

兼務は利益相反に当たるという。地方公務員法の38条に公務員は営利事業者に所属してはならないとあるが、自治施行令に当該普通地方公共団体が二分の一以上を出資している法人は除く」とあり、草津町は除かれる。第三セクターが破綻し始めたので法律は、逆に首長が首を突っ込めと変わってきた。

公社の赤字は責めない。機能していないので、退職社員を現場担当取締役に抜擢、社長を常務にして事務方の責任者にし、会長は人間管理で、総括は私が就任する2年は次の社長を見つけてのにかかる。やらざるを得ない。

Q3 本年2月2日付草津町・草津町議会連名の通知書について。

文章を手にいれた。議会は、絶大な権限を持つ町長のチェック機関として住民により町長とは別に選挙されるもので、町長・議長連名で文章を出すのは誤解される。議会が執行部と一体なら議

会は不要で専制主義だ。この文章の起案者は？文案はいつ、どこで審議されたか。草津町議会として文章を出すときは、全員協議会で意見を聞くべきだ。弁護士を通じて、六か所に郵送したようだが「公表を前提にしない、公表することが適切でない。その旨の取り扱いを云々」などである。そこで質問。

①この文章の公表は適切ではないのか。②送りつけて公表するなど言うが送られた方の自由ではないか。公表したら法律に違反するのか。

A3 セカンドレイプの町草津温泉に行かない等の風評被害を受け、汚名返上を求める千名を超える請願書が提出され、私は認諾、議会も請願を採択したので関係者にその文章を送った。なんの違法性もない。吉野弁護士を通じて六か所送られた。弁護士として相手を思い、公表しないがいいと書いただけ、配って結構。

文書改ざん等調査特別委員会 (百条委員会) 調査結果報告

1 調査の趣旨

・草津町役場での文書改ざんが日常的に行われているのか。
上記の事について地方自治法(以下「法という」)第100条の規定により調査を行う。

2 調査特別委員会の設置

(1) 設置決議

令和3年12月6日(第7回定例議会)において発議が提出され、地方自治法第109条及び委員会条例第4条第2項及び第5条第4項の規定により、文書改ざん等調査特別委員会を設置し、法第100条第1項の調査権限が付与された。

(2) 委員会の定数 6名

(3) 委員長、副委員長、委員の氏名

委員長 宮崎 謹一
副委員長 金丸 勝利
委員 有坂 太宏
委員 市川 祥史
委員 安井 尚弘
委員 中澤 広夫

3 調査事項

- (1) 草津町役場での文書改ざん等に関する事項
- ①町長スケジュールの記録に関する事項
- ②日本温泉地域学会事務局宛の文書に関する事項
- (2) その他付随する事項

4 委員会の開催状況、参考人、記録の提出

令和3年12月7日から令和3年12月9日に本委員会を3回開催した。

調査の経過は以下のとおりである。

第1回 令和3年12月7日

- ・草津町役場での文書改ざん等に関する事項
- ①町長スケジュールの記録に関する事項
- ②日本温泉地域学会事務局宛の文書に関する事項
- 上記調査に関する参考人の出席と調査の進め方について協議。

第2回 令和3年12月8日

- (1) 草津町役場での文書改ざん等に関する事項
- ①町長スケジュールの記録に関する事項
- ②日本温泉地域学会事務局宛の文書に関する事項
- (2) その他付随する事項
- (3) 参考人から提出された記録及び資料
- ア起案用紙
- イ日本地域学会宛通知書(賛助会員退会通知)
- ウ日本地域学会より受信したメール
- (4) 参考人として出席した者、意見を求めた事項

第3回 令和3年12月9日

調査報告書の作成について提出資料及び参考人聴取の結果を踏まえ、最終報告書の作成

5 調査の内容と結果等

はじめに、本来、地方自治法第百条の調査委員会は「当該普通地方公共団体の事務に関する調査」が目的である。今回の調査事件は、草津町役場での文書改ざんが日常的に行われていたか否かの調査である。

今回の調査では、現在、議会として過去の経緯に基づきその後の裁判の行方を知る上で、関連する裁判記録を草津町が契約する弁護士を通じて取り寄せていた。

その中で令和元年(ワ)第659号損害賠償等請求事件、原告黒岩信忠、被告飯塚玲児こと飯嶋辰昭ほか2名の裁判で飯塚玲児氏より裁判所に提出された準備書面(被告飯塚第6回)に関し、第2項(3)「原告が支配する草津町役場での文書改ざんが日常的に行われている」との記述が有り、準備書面中第6項、第7項にその経緯が記述されていた。文書改ざんはあってならないことであり、町民からの行政や町議会に対する信頼を大きく損ねる重大な問題であるため、地方自治法百条第1項の調査によりその記述に対しそのような事実が有ったのか、実態を調査する必要があるとの意見が出された。

令和3年12月6日開催の12月定例会で準備書面(被告飯塚第6回)第2項、第6項、第7項に記述してある内容について、草津町役場内で文書改ざん等があったか否かを調査するため百条調査として、議会で特別委員会設置の発議が提出され議決された。百条委員会における構成委員は議員6人で構成され、調査した結果を以下のとおり報告する。

氏名(役職)	意見を求めた事項
草津町会計管理者 一場礼子 氏 (元総務課課長補佐)	・町長スケジュールに関する事項
前草津町副町長 福田信夫 氏	〃
草津町教育長 富澤勝一 氏 (前観光課長)	・日本温泉地域学会事務局宛の文書に関する事項
草津町副町長 福田隆次 氏	・町長スケジュールに関する事項 ・日本温泉地域学会事務局宛の文書に関する事項 ・その他付随する事項
草津町長 黒岩信忠 氏	〃

①町長スケジュールの記録に関する事項

この事項については準備書面中第6項の記述において、平成27年1月8日の町長スケジュールに関し、黒岩町長は元部下であり姻戚関係にある前副町長の協力を得て弁解を創作し、更に不都合なスケジュール記録を職員に削除させたことが疑われたものである。

前副町長からの聴取結果

「新井氏が、私のところへ来たことであり、町長へのアポは無い、手帳に町長と私で色分けをしており、私のところへ来た事が分かる。新井氏と2人で町長室へ入ったことは事実である。その事実関係は警察に証言をしているとおりであり作った話では無い。町長からの協力依頼は無い。」と明確に答えられた。

当時の秘書からの聴取結果

町長のスケジュールに関して、「役場のパソコンで管理している。それが正式なものであり、新井氏の記録は無い。当日新井氏が来たことは、私の手帳にメモとして記録しま

した。パソコンのスケジュールを後から削除したと言うことは無い」と明確に答えられた。

以上2名より聴取した結果、当委員会は、スケジュール表に関する文書改ざんは無かったと認定した。

②日本温泉地域学会事務局宛の文書に関する事項

この事項については準備書面中第7項の記載において、当時の観光課長が日本温泉地域学会事務局へ送信したファックス（乙43）の日付について、町長の意向が働き、職員による文書の偽装工作が行われたと疑われるものである。

当時の観光課長からの聴取結果

「地域学会へ（平成31年度）令和2年2月12日付けにおいて退会を行った。同日に地域学会に対し郵送で退会の届出を行ったが、その後、9月になり賛助会費の請求が届いた為、受理されていないことが分かった。9月23日に退会確認のファックスを送付し、その後、令和2年10月5日に退会として承認をとりつける事になったものである。」その

事に関し日付の前後がおかしいということについては、起案作成上、役場のシステム改修が出来ない状況で元号が平成の標記のままとなっていることが判明した。通知を作成する上で誤って記載したものであり、「決して町長の命令で行ったものではない」と明確に答えられた為、当委員会は、文書改ざんは無かったと認定した。

③町長スケジュール、日本温泉地域学会事務局宛の文書及びその他付随する事項

（一）この事項に伴う準備書面中2項下段の記載において、草津町役場で文書改ざんが日常的に行われていると疑われるものである。

副町長からの聴取結果

「準備書面により説明をして頂き、町長から圧力を受けていることは無く、日常的な改ざんは無い」と明確に答えられた為、当委員会は、文書改ざんは無かったと認定した。

（二）この準備書面における町長からの職員に対して、指示をしたと疑われるものである。

町長からの聴取結果

「職員に隠し事をするな、ウソを言うなど訓示している。私は、隠さないウソを言わない、事実と違ったことは言っていないと天地神明にかけて私が文書改ざんを指示したことは無い」と明確に答えられたため、当委員会としては、文書改ざんの指示をしたことは無いと認定した。

④総括

今回の文書改ざん等に関する調査は、裁判記録により判明したことから、当時の担当職員等を参考人として出席して頂き実施したが、調査の結果、圧力や指示による改ざん等は見受けられなかった。

6 委員派遣

無し

7 調査経費

（一）予算5万円以内
（二）調査に要した額

6400円

非常勤職員等の報酬及び費用弁償に関する条例により福田信夫氏に支払った。

8 その他

無し

以上をもって、本委員会に付託された地方自治法第百条に基づく調査の報告とする。



宮崎 謹一 議員

令和3年は東京オリンピックも新型コロナ禍の中開催されましたが、コロナも漸く沈静化の兆しも見えてきました。令和4年は明るく先の見える年にしたいものです。世界的コロナ禍の中、国連気候変動枠組み条約(COP26)会議が開かれ脱炭素社会実現(カーボンニュートラル)が決議され我が国も再エネ導入が急務となりました。北米ではケンタッキー州他5州でスーパーセル(複数の巨大竜巻)が発生し大きな災害が起きた事は耳新しい出来事です、南極大陸、北極海の氷融、ヨーロッパアルプスの氷河融による洪水、ソ連の永久凍土の融解も以前から報じられ地球温暖化による異常・気象対策が世界的に求められています。

日本はエネルギー少国で、昭和16年エネルギー獲得が太平洋戦争の引き金となりました。戦後昭和48年の石油ショックを契機に、地熱発電が始まり東北・九州各地で地熱発電所が稼働し、群馬県では草津白根山系の地熱利用が有力

視され、国の方針もあり群馬県でも地熱開発に向けて、昭和56年4月2日草津町公民館で地熱発電の説明会を開催、特に草津町の地下には大きな地熱エネルギーと言う宝が眠っており、その開発利用(発電)で草津町財政が豊かになると説明を受けた。その席上、中沢晃三氏(当時町議会議員・県温泉審議会委員)から秋田県大沼地熱発電所稼働後周辺の温泉の湧出量・温度の低下現象が生じていると発言があり、草津町議会では急遽調査団(4名)を結成し、ただちに同年4月15日16日の行程で、14日深夜上野発の夜行列車で秋田県鹿角市へ向かい市担当者の案内で大沼地熱発電所周辺の温泉(トロコ・赤川・澄川・後生掛・銭川・大沼)で調査、どの温泉も程度の差はあるが影響が出ていると温泉経営者から証言が得られた、翌16日岩手県の松川地熱発電所の調査では、発電所から出る高温蒸気をドラム缶の河川水に吹き込み旅館の温泉を造成しているのを見て驚いた。

その後今日まで草津町議会は東北・九州は元より全国の地熱発電所所在の温泉地の視察研修を行い、いずれの温泉地でも地熱発電所稼働後の周辺温泉源の枯渇の実態を見てきた。特に印象を受けたのは、八丁原地熱発

電所近くの筋湯温泉で打たせ湯の泉源が枯渇し名物打たせ湯が影響を受けた事である。今日では地熱発電所の地下還元前の熱水と温泉成分を含む河川水を熱交換して筋湯温泉に供給している、まさに草津町で行っている温水供給である。しかし地熱発電を推進する学者(名は伏せる)は筋湯の温泉量は以前より増えていると言っている。

草津町における地熱開発は無理とみた群馬県は嬭恋村石津地内で調査ボーリングを行い草津町と嬭恋村境界の調査井は地下1,100mで地熱貯溜層に当り蒸気噴出試験を行った、この事実を知った草津町は草津温泉に影響があると、町民挙げて1,200人の反対集会を湯畑で行い中止させたのは15年前の事であった。

自然湧出温泉(草津温泉は自然湧出日本一)は地下水位が20～30センチ下がると湧出しなくなると言われ、草津温泉を守るには草津白根山系の地熱開発を絶えず注視し草津温泉を守るためにあらゆる施策を構じ、草津町が将来に向けて住む人の安心と経済基盤をしつかりと守る為に国民的財産である天与の名湯を守らねばなりません。